

「広報まちだ」編集方針及び掲載基準

市民と市政を結ぶ身近な情報伝達手段として、市民に伝えたい市政情報を適切なタイミングでわかりやすく正確に伝えることで、市政をより身近に感じ、理解や関心を深め、市政への参画意識を高めていただける広報紙を作成するため、次のとおり編集方針及び掲載基準を定める。

「広報まちだ」紙面の考え方

1. 紙面数

情報の検索性を重視し、基本とする紙面数は原則として8面とする。ただし、広報担当部長が必要と認めた場合は紙面数を変更できるものとする。

2. 紙面構成

<通常号 1日号・15日号>

■メインニュース

*市民生活に関わりが深い市政情報や市の施策等のテーマ

■お知らせ

*市からのお知らせ＝「健康案内」「お知らせ」「催し・講座」「急病のときは」「暮らしに関する相談」

*市長コラム＝「カワセミ通信」

*官公署などのお知らせ＝「情報コーナー」

*毎月15日号は市民の仲間づくりに関する情報＝「市民の広場」

*その他必要に応じた特集記事

■サブニュース

*市政の話題等

■広告

*有料広告の掲載

<臨時号>

■臨時的なお知らせは、広報担当部長が必要と認めた場合、2ページまたは4ページの別刷りで作成することができる。

編集方針

1. 視覚的効果を導入した惹き付ける紙面作り

写真やイラスト等を効果的に活用し、市政をわかりやすく伝えることで、市民が市政に関心を持ち、行政と課題を共有し、更には市政への参画意識を醸成する内容を掲載する。

2. ターゲットにあった情報発信

お知らせしたいターゲットを明確にし、広報紙で十分に伝えなければならない情報と、他の広報媒体と連携した情報提供を行なうことが効果的な情報を整理して掲載する。

掲載基準

掲載に関する基準は以下の通りとする。

1. 掲載優先順位

掲載する記事の優先順位は次のとおりとし、紙面が確保できない場合は上位の記事を優先して掲載する。

- (1) 市政情報、市の主催事業
- (2) 市が共催する事業（市が主催者の一員として企画や運営に参加し、経費の一部負担や責任の一部を分担しているものに限る）
- (3) 指定管理事業
- (4) 国・都の官公庁等行政機関からのお知らせ
 - ・制度のお知らせ
 - ・催し等のお知らせ
 - ・上記以外の市民生活に重要なお知らせ
- (5) その他、公益性が高く、市が掲載することを適当と認めた記事
- (6) 上記以外の広報担当部長が必要と認めた記事

2. 掲載回数

1事業につき1回を原則とし、同内容の情報の再度の掲載はしない。

3. 市主催（共催を含む）以外のお知らせ記事に係る留意事項

- (1) 広報掲載は掲載基準により行なうが、掲載しなければならない情報量によっては全てを掲載できない場合がある。
- (2) 各種団体等からの掲載依頼は、原則として当該団体を所管する課により内容確認を行なった上で、所定の広報掲載依頼にて提出すること。

4. 「市民の広場」

「市民の広場」の掲載基準は別に定める。